

訪問介護 重要事項説明書

社会福祉法人 同 仁 会

ホームヘルパーステーションぐるっぺ

群馬県太田市新田市野井町 474-1

1 事業所が提供するサービスについての相談窓口

電 話 0276-55-8845 午前8時30分～午後5時30分（月曜日～金曜日）

担 当 安藤 理恵、小野里隆成

※ ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 事業所の概要

（1）提供できるサービスの種類と地域

事業所名称	社会福祉法人 同仁会
事業所名	ホームヘルパーステーションぐるっぺ
事業所番号	1070502503
所在地	群馬県太田市新田市野井町 474-1
サービス提供地域	太田市
サービスの種類	介護予防訪問介護・訪問介護

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

（2）事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	社会福祉主事	1名	0名	管理（兼務）	1名
サービス提供者	介護福祉士	1名	1名	業務監督調整	2名
従事者	介護福祉士	0名	5名以上	訪問介護	5名以上
	初任者、実務者	0名	0名	訪問介護	0名

（3）営業受付時間及びサービス提供時間帯

営業受付時間	月曜～金曜日 8時30分～17時30分
サービス提供時間	月曜～金曜日 8時30分～17時30分

（4）その他の休業日

国民の祝日および12月29日から1月3日までは休業とさせていただきます。ただし、利用者（契約者）から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではありません。

3 サービス内容

サービス開始前に利用者の方やご家族とよく話し合い内容を決定します。「ケアの三原則（自己決定・残存能力の活用・生活の継続性）」を守り、利用者の自立した生活の実現にむけ援助するとともに、早期に信頼関係を作れるように努力いたします。

① 食事介助

食事はできるだけ離床して行なうようにするとともに、介護用品等の利用によりご自分で食事ができるようにケアします。また利用者とのコミュニケーションを取りながら、その人のペースで食事ができるように行い、楽しい雰囲気づくりにも心がけます。

② 入浴介助

安全に留意し、心身に過度の負担をかけないようにするとともに、利用者のペースは尊重し、楽しみな入浴とします。体調のすぐれない日は入浴を避けたり、入浴中に体調の変化があったときは、ただちに中止し、家族や医師の指示を仰ぐなど適切に対処します。

③ 清拭

心身に過度の負担をかけないように短時間で終了させます。必要に応じ、部分浴と組み合わせて行ないます。

④ 排泄介助

できるだけトイレを利用するよう援助しますが、それでも無理な場合は、すぐにおむつを使うのではなく、ポータブルトイレや便器・尿器等の利用を考えるなど、できる限り自立した排泄手段を考えて援助します。

⑤ 調理

利用者の身体状況、咀嚼力、嚥下力、消化力にあわせた調理方法、栄養バランス、好み、味加減や経済性、継続性を総合的に考え、援助内容を組み立てます。利用者の食習慣を尊重しつつ、改善できる部分は利用者と話し合っ行ないます。

⑥ 掃除・整理整頓

利用者の生活空間や掃除方法は、長年の生活習慣がありますので、必ず、利用者や家族の同意を得てから行ないます。常に清潔を心がけ衛生面にも気をつけるとともに、作業は効率よく行ないます。

⑦ 洗濯

衣類の素材や量に応じた、適切な洗濯を行ないます。

⑧ 受診付添

公共交通機関等を利用し医療機関へ受診し、その後の医院内の付き添い介助を行います。

⑨ 介護相談

広く生活全般に関わる相談に応じ、早期に問題を把握、発見し、専門的援助につなげるようにします。

＊ 介護保険で利用できない事項

次のような場合は、介護保険のサービスとして利用することはできません。

- ・ご家族のために行なう行為や、ご家族が行なうことが適当と判断できる行為
- ・ヘルパーが行なわなくても日常生活に支障がない行為
- ・日常的に行なわれる家事の範囲を超える行為

(例：正月や節句等の特別な手間のかかる調理、車輛の清掃、ペットの世話、家屋の修理、大掃除、ガラス拭き、床のワックス掛け、草むしり、花木の水やり、家具の移動や模様替え)

4 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として負担割合証の割合で、下記のとおりです。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

① 訪問介護

〔基本料金〕1単位は 10.21 円です。

	利用時間	介護給付費
身体介護 1 特定事業所加算Ⅱ	20分以上30分未満	268単位
身体介護 2 特定事業所加算Ⅱ	30分以上1時間未満	426単位
身体介護 3 特定事業所加算Ⅱ	1時間以上1時間半未満	624単位
身体1生活 1 特定事業所加算Ⅱ	身体 20分以上30分未満 生活 20分以上45分未満	340単位
身体1生活 2 特定事業所加算Ⅱ	身体 20分以上30分未満 生活 45分以上70分未満	411単位
身体2生活 1 特定事業所加算Ⅱ	身体 30分以上1時間未満 生活 20分以上45分未満	497単位
生活介護 2 特定事業所加算Ⅱ	20分以上45分未満	197単位
生活介護 3 特定事業所加算Ⅱ	45分以上概ね1時間未満	242単位
通院等乗降介助 特定事業所加算Ⅱ	通院時の乗車及び降車の介助を片道毎	107単位

※基本料金に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～10時）帯は25%増し、深夜（午後10時～午前6時）は50%増しとなります。

※上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間でなく、利用者の居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた目安の時間を基準とします。

※やむを得ない事情でかつ利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

〔サービス利用料金（加算）〕

初回加算（初回利用月のみ） 200 単位／月

緊急時訪問介護加算 100 単位／回

特定事業所加算Ⅱ 所定単位数の10％／回

介護職員等処遇改善加算Ⅰロ 1か月あたりの総利用単位数に28.7%

〔減算〕 ※同一建物減算1 所定の単位数の10%減算

*上記以外の加算が算定された場合には、料金が加算されます。

*地域加算については、太田市の地域区分が平成27年度の改正により「7級地」に変更され1単位=10.21円となります。

※社会福祉法人による減額

当法人は、社会福祉法人による利用者負担減免申出を行っておりますので、該当する利用者は「社会福祉法人等利用者負担減免確認書」を提出して下さい。

② 介護予防訪問介護

〔基本料金〕

料 金	介護予防訪問介護費(Ⅰ) 〔週1回程度の利用が必要な場合〕 要支援1・要支援2	1176単位／月
	介護予防訪問介護費(Ⅱ) 〔週2回程度の利用が必要な場合〕 要支援1・要支援2	2349単位／月

料 金	介護予防訪問介護費(Ⅲ) 〔(Ⅱ)を超える利用が必要な場合〕 要支援 2 3 7 2 7 単位／月
-----	--

〔サービス利用料金 (加算)〕 初回加算 (初回利用月のみ) 200 単位／

(2) 交通費

前記 2 の (1) のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、担当者等がお訪ねするための下記の交通費が必要です。

- | | |
|----------------------------------|---------|
| 一 片道おおむね 10 キロメートル未満 | 無料 |
| 二 片道おおむね 10 キロメートル以上 20 キロメートル未満 | 500 円 |
| 三 片道おおむね 20 キロメートル以上 | 1,000 円 |

(3) キャンセル料

キャンセルされた場合は一律 1,000 円頂きます。ただし下記の場合は除きます。

- ・ご利用予定の前営業日の午後 3 時までにご連絡いただいた場合
 - ・急を要する重篤な疾病や 5 類相当の感染症の罹患により規定する日時までの連絡が困難な場合
- ＊但し、サービス提供時間までに連絡を頂かずに、訪問介護員がご自宅まで伺った場合はキャンセル料を頂きます。

(4) その他

① 利用者のお住まいで、サービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担になります。

① 通院時等の有償移送サービスは介護保険算定外となり、下記の料金をご負担頂きます。
運賃：25 円 (100 メートル毎)

② 病院等における付添サービスは下記の料金をご負担いただきます。(保険算定外)
所要時間 1 時間未満 : 3,000 円
所要時間 1 時間以上 (30 分毎に) : 1,500 円

(5) 料金のお支払方法

毎月、15 日までに前月分の請求をいたしますので、翌月末日までにお支払下さい。
お支払方法は、下記指定口座への振り込みまたは事業所窓口までお持ち下さい。

(振込指定口座)

群馬銀行 新田支店 普通預金 0 3 7 5 7 3 0
ホームヘルパーステーションぐるっぺ
施設長 横谷 慶雄

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。職員がお伺いいたします。サービス提供の依頼を受けた後、契約を結び、訪問介護計画を作成して、サービスの提供を開始します。

※ 当事業所のサービスを利用するに当たり、利用者の方で契約している、包括支援センター及び居宅介護支援事業所がある場合は、事前に同所の介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。
その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が他の介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、またはやむを得ない事情により、当事業所を閉鎖した場合、利用者は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・利用者が、サービス料金の支払を1ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、または利用者やご家族等が当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 当事業所の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

事業の実施にあたっては、利用者の意志および人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、利用者がもっている能力に応じた、自立した生活ができるように援助いたします。「やさしさと思いやり」を介護理念として、事業所の持つ様々な機能を生かし、事業所全体で利用者の在宅生活を援助します。

(2) サービス利用のために

① ホームヘルパーの変更

変更希望者はお申し出ください。ご相談に応じます。

② ヘルパーへの研修

研修会、学習会等を行い、常にサービスの向上に努めています。

③ 訪問介護計画書の作成

訪問介護等のサービスを提供するための計画書を作成しております。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打合せにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主 治 医	主 治 医 氏 名	
	連 絡 先	
ご 家 族	氏 名	
	連 絡 先	

8 サービス内容に関する苦情

訪問介護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し込みください。

(受付窓口) 管 理 者 (苦情解決責任者) 横谷 慶雄
サービス提供責任者 (苦情受付担当者) 安藤理恵、小野里隆成

電話：0276-55-8845 FAX：0276-30-9312

受付時間 月曜～金曜日 8時30分～17時30分

当事業所以外に、行政機関の相談・苦情窓口に苦情を伝えることができます。

○太田市役所 介護保険担当課

電話：0276-47-1856 FAX：0276-47-1889

受付時間 8時30分～17時30分

○群馬県国民健康保険団体連合会介護保険課 苦情処理相談窓口

電話：027-290-1323 FAX：027-255-5077

受付時間 8時30分～17時30分

9 第三者評価の実施について

当該事業所は第三者評価を受けておりません。

10 当法人の概要

法 人 名 称	社会福祉法人 同仁会
代 表 者	理事長 穂 積 照 雄
所 在 地	群馬県邑楽郡大泉町大字寄木戸1321-1
電 話 番 号	0276-63-1051
法 人 設 立	昭和52年12月3日

令和 年 月 日

訪問介護の提供開始に当たり、契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業所	所在地	〒370-0314 群馬県太田市新田市野井町474-1
	名 称	ホームヘルパーステーションぐるっぺ
	説明者	⑩

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護について重要事項の説明を受け、了承し、受領いたしました。

利用者	住 所	
	氏 名	⑩

身元引受人 (代筆者)	住 所	
	氏 名	⑩

